

災害発生等の緊急時における

林道の活用事例について

林道は、森林を手入れして健全な状態に保ち、また、間伐材等の生産、運搬コストを削減して木材の利活用を促進することを主な目的として開設される道路です。

北海道内には、総延長で24,065Km(平成27年3月末現在)の林道があります。

そのうち森林管理署等が管理する国有林林道は16,120Kmで、全体の約7割を占めています。

今夏、北海道に相次いで襲来した台風7号、11号、9号、10号による一連の大雨による河川の氾濫や浸水により、道内

の道路や農地は、かつてないほどの甚大な被害を受けました。

このような状況の中、国有林林道が緊急避難路や迂回路として、地域に活用された代表的な事例を紹介します。

事例1

住民の生活道を確保

日高北部森林管理署管内
沙流郡日高町千栄地区

ホロナイ林道

延長(15,039m)

8月31日、台風10号の通過により沙流川が増水し、国道274号に架かる「千呂露橋(ちろろばし)」が崩落し、日高町市街地と千栄(ちさか)地区が寸断され孤立状態となりました。

このため、ホロナイ林道を住民46世帯75人の緊急避難路及び迂回路として活用しました。

このことについては地元新聞でも「孤立集落林道が命綱」という見出しで大きく取り上げられました。

北海道森林管理局管内図



一般車両の通行状況
(ホロナイ林道)



事例2

地域の生活用水を確保

十勝西部森林管理署

東大雪支管内

河東郡上士幌町清水谷地区

清水谷林道（一部利用）

延長（7,300m）



被災した清流橋（清水谷林道）

8月30日、台風10号の通過により沢水が異常出水して清水谷林道「清流橋」が損傷し、林道奥にある浄水場施設までの車両の通行が不可能となり、上士幌町の農村地区及び一部市街地の生活用水の確保に支障が発生しました。

平成28年 台風災害等による主な林道の被害状況



本格復旧には多くの時間を要することが見込まれるため、応急的に

仮設橋を設置して、住民の不安を解消しました。

設置した仮設橋（清水谷林道）



今年のような異常気象時には、地域住民の緊急避難路や生活道の迂回路として林道を要請されることもあり、普段のこまめな情報共有と連絡体制の構築が大切です。

今後とも地域に貢献することができるよう、適切な林道の維持管理に努めて参ります。

（森林整備第二課）